

北 監 第 30 号
令和 7 年 9 月 1 日

北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

- ・ 会計年度任用職員の雇用状況・契約内容について

実施日

令和 7 年 1 0 月 1 日（水） 午前 9 時 3 0 分

実施場所

北方町役場 3 階委員会室

基本方針・着眼点

- ・ 会計年度任用職員の雇用状況・契約内容等について
- ・ 会計年度任用職員に関する条例や規則等の内容を確認し、募集・採用から雇用契約内容（給料・報酬・各種手当の有無・各種保険加入状況・雇用期間・各種休暇及び取得状況・退職金の有無・勤務時間・業務内容）等についてどのように実施されているか

提出資料（各 3 部）

- ・ 会計年度任用職員の雇用に関する条例や規則等に関する資料
- ・ 会計年度職員の雇用状況・契約内容が確認できる資料
- ・ その他説明に必要な資料

出席依頼者氏名

- ・ 総務危機管理課（人事担当課）を主として、適宜、会計年度任用職員を配置している課の課長（政策財政課・税務課・住民保険課・福祉子ども課・健康推進課・上下水道課・都市環境課・教育委員会）

北 監 第 33 号
令和 7 年 10 月 14 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

1 監査の概要

(1) 監査の対象事項及び範囲

会計年度任用職員の雇用状況・契約内容について

(2) 監査実施日

令和7年10月1日（水）

(3) 監査の方法・手段

対象事項について、人事業務を行っている総務危機管理課職員から関係資料に基づき会計年度任用職員の雇用について説明を受け、各課における会計年度任用職員の募集・採用から雇用契約内容等、現状の説明を聴取して実施。

2 監査の結果

監査の目的に基づき、総務危機管理課をはじめ各担当課より会計年度任用職員について説明を受け質疑を行った結果、法律に沿って概ね適切であった。意見としては、会計年度任用職員の有給日数・社会保険、共済保険、雇用保険、退職金等の有無等の違いは何によるのかという問いに対し、勤務日数や時間等の勤務状況によるもので法令に基づき行われている旨説明があった。また、国が同一労働同一賃金を掲げているが会計年度任用職員については、基本1年更新で低賃金、産休・育休・休職者などの代替えとして雇用という場合もあり、将来的な保障が見込めない雇用側に優位な制度という視点からみると人材が集まらないのではないかという疑問があったが、募集時は各々の職種の雇用条件を理解したうえで応募している方がほとんどで、希望に合わないようなら転職をされていく現状であり、正職員を望まれるようであれば正職員の採用試験を受験されることもある。また、給料や報酬・賃金については人事院勧告や最低賃金などの法律に基づいて行われている、有給はできるだけ希望どおり取得できるように正職員が調整するなど配慮している旨の説明があった。また、70歳以上の高年齢の会計年度任用職員もいるが継続雇用年数の上限や雇用条件に年齢制限や雇用年数の制限は設けていないのかということについて、そのような制限は設けていないが職種によって、その方の経歴やスキルを業務内容と照らし合わせて採用をしているとの

ことであつた。

採用にあたって会計年度任用職員の家庭の事情や勤務内容等個々の希望・要望等に柔軟に対応し、なるべく雇用を継続して働いてもらえるように希望に合った働き方の提案をするなどして、人材不足の昨今、人材の確保に努力している姿勢がうかがえる。

今後も、柔軟な対応で雇用の継続や人材の確保に努め、住民サービス維持や向上及び安定した町行政が継続できるようにしていただきたい。